

物流効率化法における 中長期計画の提出方法について

令和 8 年 8 月
物流・自動車局
物流政策課

中長期計画の提出方法について

改正物流効率化法に関する届出・指定等の手続きは、
原則、「**e-Gov電子申請**」にて**オンライン申請をお願いいたします。**

e-Gov電子申請



<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

「**手続分野分類から探す**」から
大分類「**国土交通**」→ 中分類「**物流**」→ 小分類「**物流効率化法**」で検索

e-GOV 電子申請

トップ

電子申請について

利用準備

手続検索

ヘルプ

e-Govポータル >

いつでも、どこでも申請
仕事を効率化するe-Gov電子申請

ログイン

e-Govを初めてお使いの方へ

マイページ画面

e-Gov電子申請マイページ

e-GOV 電子申請

前回のログイン 2026年3月19日 21:44 お問合せ ヘルプ

マイページ 手続検索 手続ブックマーク 申請案件一覧 メッセージ 基本情報管理

申請案件に関する通知 1件

手続に関するご案内 0件

公文書 1件

電子送達 0件

手続ブックマーク

「手続検索」からよく申請する手続をブックマークすることができます。

公文書表示

公文書の表示ができます。※ブラウザが開きます。

直近の案件

ステータス	到達番号	法人名	申請者氏名	手続名称	到達日時
審査中(補正待ち)	20260319214150579e	株式会社いがふ	説明 太郎	08-01 貨物の運送の	
手続終了	20260319214116253e	株式会社いがふ	説明 太郎	08-01 貨物の運送の	

手続検索画面



手続検索

e-Govの電子申請対象手続

e-Govで受付可能な手続が検索できます。

状況から探す

事業（所）の新規適用	被保険者の資格喪失
事業（所）の所在地又は名称等の変更	事業所の廃止
事業主の代理人の選任又は解任	退職に関する手続（定年退職後も自社で再雇用する場合）
被保険者の氏名変更	退職に関する手続（定年退職後はもう雇用しないという場合）
被保険者の資格取得・転勤	被扶養者の追加・削除（非該当）

手続名称から探す

手続検索時における注意点

- 「中長期計画書」の提出にあたっては、「**0〇-04 特定荷主中長期計画書（●●省提出用）**」と記載のある手続から申請をお願いいたします。

例 農林水産省への提出 ➡

06-04 特定荷主中長期計画書（農林水産省提出用）

経済産業省への提出 ➡

07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）



Point !

- 提出先は**主たる事業の所管省庁**を選択ください。所管省庁は以下を参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>

- 「**手続名称から探す**」で検索することも可能です。

「特定荷主中長期計画書」と入力し、検索

手続名称	所管行政機関
特定荷主中長期計画書	選択してください
手続分野分類	
大分類	中分類
選択してください	選択してください
	小分類
	選択してください
	検索



Caution !

- 「**0〇-08 特定連鎖化事業者中長期計画書（●●省提出用）**」は「**連鎖化事業者**」用の手続となりますので、特定荷主になる方は選択しないでください。

- 主たる事業を所管する省庁に提出する手続から**複数の省庁を選択し、提出が可能。**そのため、提出する省庁ごとに別途手続を行っていただくことはありません。

- **トラック運送事業者**であれば「**08-08 特定貨物自動車運送事業者等中長期計画書（国土交通省提出用）**」に、**倉庫業者**であれば「**08-12 特定倉庫業者中長期計画書（国土交通省提出用）**」と記載のある手続から申請をお願いいたします。

事業の所管省庁一覧(代表例)

大臣		所管する事業
農林水産大臣 (地方農政局長)		農林水産（畜産を含む）、農林水産物（畜産物を含む）の売買、輸出入※、飲食店（厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管）、木材薬品処理業※、園芸サービス業、給食販売取次ぎ、動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管）、競馬場 等
経済産業大臣 (地方経済局長)		輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管又は他の大臣間の共管の事業以外の事業 [具体例] ・ 航空機（製造、卸売、輸出入） ・ 自動車（製造、卸売、輸出入） ・ 武器（製造、売買、輸出入） ・ 塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入） ・ フィルム（製造、売買、輸出入） ・ 貴金属（アクセサリー）の加工 等
国土交通大臣	地方運輸局長	鉄道業、港湾運送関連事業、廃油処理、サルベージ、海事業務、船舶の製造及び修繕、自動車の小売り※、自動車の整備、旅行業、倉庫業、自動車の競走場、遊園地、気象観測、自動車道事業 等
	地方整備局長	建設業、測量業、不動産業、下水道業、建築士 等
	地方航空局長	航空機の整備事業

※は経済産業省と共管

手続結果一覧

Sov電子申請

e-GOV 電子申請

お問合せヘルプ

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

手続検索結果一覧

検索条件

手続名称
特定荷主中長期計画書

所管行政機関
選択してください

☐ 電子署名必要
☐ 電子署名不要

手続分野分類

大分類
選択してください

中分類
選択してください

小分類
選択してください

検索

10件 << < 1 / 1 > >> 表示件数 20

07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）

判断基準を踏まえ、努力義務である「運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加（積載効率の向上等）」、「荷待ち時間の短縮」、「荷役等時間の短縮」の実施に関する中長期的な計画を作成・提出

委任可 GビズID電子署名省略可

ブックマーク

申請書入力へ



e-GOV 電子申請

お問合せヘルプ

horita-k2g7

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）

委任可 GビズID電子署名省略可

ブックマーク

手続概要	判断基準を踏まえ、努力義務である「運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加（積載効率の向上等）」、「荷待ち時間の短縮」、「荷役等時間の短縮」の実施に関する中長期的な計画を作成・提出
根拠法令	物資の流通の効率化に関する法律第 46 条 物資の流通の効率化に関する法律について
電子申請方法別利用案内	フォームに入力するとともに、【https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/links/】に掲載している別添模式に必要事項を記載の上、添付してください。 物流効率化法_e-Gov電子申請_操作手順および別添模式のダウンロードページ
告知情報	【手続き対象者】 法第46条に基づき提出をしようとする者 【提出時期】 毎年度 7 月末日まで（ただし 2 0 2 6 年度は 1 0 月末日まで） 【相談窓口】 提出先と同じ 【備考】 ・以後、中長期計画の内容について前年度から変更がないときは、“中長期計画を最後に提出した年度から 5 年を超えない範囲で定める中長期計画の最終年度”の翌年度の 7 月末日までに提出すれば足りる。 ・提出済みの中長期計画に変更があった場合は、変更があった年度の翌年度の 7 月末日までに提出

戻る

申請書入力へ

中長期計画の提出に係る申請書全体

基本情報の設定

1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

申請者情報

必須

申請者情報を設定

法人名	株式会社いがぶ
申請者氏名	説明 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

申請書内容の入力

2. 07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）／07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）

申請・届出に関する事項を入力してください。
複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

申請する様式一覧

必須

中長期計画書

プレビュー

中長期計画書

< 1 / 9 >

基本情報

基本情報

提出先選択

提出先選択

提出先の機関を選択してください。

必須

提出先

提出先を選択

特定事業者の指定に係る届出のオンライン申請方法

手順 1. 基本情報の設定（申請者情報・連絡先情報）

手順 2. 提出先選択

手順 3. 申請書内容の入力

＜全 9 ページ＞

1. 基本情報
2. I 特定荷主の名称等
3. II 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物重量の増加に関する計画（1. 特定第一種荷主）
4. II 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物重量の増加に関する計画（2. 特定第一種荷主）
5. III 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画（1. 特定第一種荷主）
6. III 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画（2. 特定第二種荷主）
7. IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画（1. 特定第一種荷主）
8. IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画（2. 特定第二種荷主）
9. 審査担当省庁

手順 1. 基本情報の設定

申請書入力

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力してください。

1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

GビズIDで登録されている情報が
自動で転記されている

申請者情報

必須

申請者情報を設定

法人名	株式会社いがぶ
申請者氏名	説明 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2



Caution !

誤りがないようご確認ください

連絡先情報

必須

連絡先情報を設定

法人名	株式会社いがぶ
連絡先氏名	説明 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

手順 2. 提出先選択

提出先選択

検索条件

提出先名称

☐ 中分類、小分類を含めて検索する

検索

大分類（都道府県など）から順に提出先を選択してください。
選択によっては中分類および小分類は存在しないことがあります。

主たる事業の所管省庁へ提出する

大分類

関東経済産業局産業部流通・サービス産業課

中分類

小分類

○ 今回は、「**製造業**」を例として記載

キャンセル

設定

手順3. 申請書内容の入力

【1 / 9 ページ】 基本情報

中長期計画書

< 1 / 9 >

基本情報

必須

申請日 ※半角
数字のみ2026 年 7 月 30 日

必須

住所東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2
上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）

必須

法人名株式会社いがぶ
上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）

必須

法人番号3210123456789

必須

代表者の役職名代表取締役

必須

代表者の氏名説明 太郎
上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（15文字以下）

手順3. 申請書内容の入力

【2 / 9 ページ】 特定荷主の名称等

中長期計画書

< 2 / 9 >

I 特定荷主の名称等

I 特定荷主の名称等

必須 特定荷主番号

32101234567890103

必須 事業者の名称

株式会社いがぶ

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）

必須 所在地_郵便番号

1008926

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（7文字以下）

必須 所在地_住所

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）

必須 主たる事業

自動車製造業（二輪自動車を含む）

必須 細分類番号

3111

■ 区分

任意

☒ 第一種

任意

☒ 第二種

○ 「特定荷主番号」について

特定事業者の指定通知に記載されている17桁の数字をご入力ください。

○ 「主たる事業」と「細分類番号」について

特定事業者の指定の届出を提出した際と同様の内容をご入力ください。

○ 「細分類番号」はわからない場合は、**e-Stat（※）の「キーワード検索」から検索可能**です。

※ e-Stat (<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)

手順3. 申請書内容の入力

【2／9 ページ】 特定荷主の名称等

■ 物流統括管理者

☐ 任意 役職名

専務執行役員

☐ 任意 氏名

統括一郎

■ 作成担当者連絡先

☐ 必須 所在地_郵便番号

1008926

上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（7文字以下）

☐ 必須 所在地_住所

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（50文字以下）

☐ 必須 職名

物流本部長

☐ 必須 氏名

連絡 花子

上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（15文字以下）

☐ 必須 電話番号

12-3456-7890

上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（14文字以下）

☐ 必須 メールアドレス

abcf@efg.jp

上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください(100文字以下)

■ 計画期間

☐ 必須 年度FROM(西暦)

2026

☐ 必須 年度TO(西暦)

2030

☐ 任意 計画内容変更

☐ 変更有り

○ 初めて中長期計画の提出をする際には「計画内容変更」の欄にチェックを入れずに提出してください。

初回の提出時は
チェックは不要です

手順3. 申請書内容の入力

【3 / 9 ページ】 II 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物重量の増加に関する計画（1. 特定第一種荷主）

中長期計画書

< 3 / 9 >

II 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物重量の増加に関する計画（1. 特定第一種荷主）

II 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画（1. 特定第一種荷主）

■ 1 - 1 計画内容

- 内容1

任意 措置

関係部門間の連携強化

任意 内容

調達・生産・販売と物流部門の連携を促進し、需要変動に応じた出荷量の平準化やリードタイム確保を図る。具体的には、物流部門が販売計画や商品設計に関与し、効率的なロット出荷や、積み合わせを考慮した荷姿の設定（荷姿の標準化）を行う。

任意 時期

2026年度～2030年度

第一種荷主の場合に記載

- 「措置」の欄には実施する取組の項目や施策名を簡潔に記載してください。
- 「内容」の欄には、具体的な取組措置の内容や目標を記載してください。
- 各取組事項の実施時期について、取り組む予定年度を必ず記載してください。
- また、その際には「通年」等の記載ではなく、西暦で記載するなど時期が具体的にわかるように記載してください

手順3. 申請書内容の入力

【3／9ページ】Ⅱ 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物重量の増加に関する計画（1. 特定第一種荷主）

- 内容2

任意 措置	調達物流の強化（ミルクランの実施）
任意 内容	工場が必要となる部品について、複数の部品メーカーを回り巡回集荷するミルクランを行っている。現在行っている関東エリアだけでなく、関西エリアにも範囲を広げ、積載率を60%から100%に近付ける。
任意 時期	2026年度～2030年度

■ 1－2 その他運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する事項及び参考情報

任意 参考情報	当社では、3年前から積載効率向上に向け主要施策を立案&実施してきた。引き続きグループ会社を含め、戦略として効率化に取り組む。国の判断基準に沿った取組（リードタイムの確保、出荷量の平準化、経路最適化等）を維持することで、運送契約ごとの重量最大化を継続して達成している。今後も業界自主行動計画に則りホワイト物流推進に貢献する。
---------	---

- 複数の措置を講じる場合には、「内容2」以降にそれぞれ記載ください。
- 1－2の欄は任意の記載とはなりますが、積載効率の向上に向けた取組の実効性を確保するために取り組んでいること(責任者の選任、状況の把握、関係者との連携等)や、社内の経営計画や部門計画において関連した内容が位置付けられていれば記載ください。

手順3. 申請書内容の入力

【4／9ページ】Ⅱ 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物重量の増加に関する計画（2. 特定第二種荷主）

中長期計画書

< 4 / 9 >

Ⅱ 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物重量の増加に関する計画（2. 特定第二種荷主）

Ⅱ 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画（2. 特定第二種荷主）

2-1 計画内容

- 内容1

任意 措置

第一種荷主への協力（受け入れ時間の柔軟化）

任意 内容

発荷主（納入元）から納入日時・時間帯の協議依頼があった場合には速やかに応じ、必要な協力を行う体制を維持する。例えば、製造部門と調整して緊急発注や納期指定を極力抑制し、納入日時の分散・調整に協力する。これにより、サプライチェーン全体でリードタイムの確保と積載効率の向上を図る。

任意 時期

2026年度～2030年度

第二種荷主の場合に記載

- こちらのページは、積載効率の向上に向けた第二種荷主としての取組を記載してください。
- 特定第一種荷主と特定第二種荷主の両方で指定を受けている場合には、第一種荷主と第二種荷主のページそれぞれに入力ください。

2-2 その他運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する事項及び参考情報

任意 参考情報

着荷主として、発荷主からリードタイム緩和の話があった場合はそれに応えるなど、都度協力している。基本的には定期発注品が多いため、突発的な発注が発生しそうな場合も発覚した時点ですぐに情報共有を行うことで、なるべく発荷主の物流効率が低下しないよう努めており、これを継続していく。

手順3. 申請書内容の入力

【5 / 9 ページ】Ⅲ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画（1. 特定第一種荷主）

中長期計画書

< 4 / 9 >

II 運転者一人当たりの一回

II 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画（2. 特定第二種荷主）

2 - 1 計画内容

内容1

任意 措置

第一種荷主への協力（受け入れ時間の柔軟化）

任意 内容

発荷主（納入元）から納入日時・時間帯の協議依頼があった場合には速やかに応じ、必要な協力を行う体制を維持する。例えば、製造部門と調整して緊急発注や納期指定を極力抑制し、納入日時の分散・調整に協力する。これにより、サプライチェーン全体でリードタイムの確保と積載効率の向上を図る。

任意 時期

2026年度～2030年度

第一種荷主の場合に記載

- 「措置」の欄には実施する取組の項目や施策名を簡潔に記載してください。
- 「内容」の欄には、具体的な取組措置の内容や目標を記載してください。
- 各取組事項の実施時期について、**取り組む予定年度を必ず記載**してください。
- また、その際には「通年」等の記載ではなく、西暦で記載するなど時期が具体的にわかるように記載してください

手順3. 申請書内容の入力

【5 / 9 ページ】Ⅲ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画（1. 特定第一種荷主）

- 内容2

任意 措置

出荷スケジュールの分散調整

任意 内容

出荷物流において、特定の時間に多数のトラックが集中して到着しないよう日時指定を行い、調整する。具体的には、各生産拠点で出荷時間帯を分散させるよう生産計画と調整し、荷役可能台数を上回るトラックが同時到着しないよう調整する。万一、予約枠以上の配送が必要となる場合は、営業・製造部門と協議して出荷日の変更や前倒し出荷を検討する。

任意 時期

2026年度～2030年度

- 内容3

任意 措置

時間指定緩和と余裕ある納期設定

任意 内容

納品先（販売拠点）からの「午前必着」等の時間指定を見直し、納品時間帯に幅を持たせる。例えば「午後であれば何時でも可」といった条件で配送契約を結び、トラック事業者が効率的な配送ルートを組みめるようにする。これにより、ドライバーが早朝から順番取りのため待機する事態や、特定時間への到着集中を回避する。主要取引先とは既に時間帯指定緩和の協議を進めており、引き続き合意形成を図る。

任意 時期

2026年度～2030年度

○ e-Gov電子システムに直接入力できる項目は5個までとなっています。

○ そのため、6項目以上の取組を記載いただくには、以下URLから「（様式3別紙）中長期計画書（特定荷主）」をダウンロードいただき、当該wordに記載の上、システム上の「添付書類」をクリックし、当該wordを添付の上提出してください。

ダウンロードURL：

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>

【特定荷主（特定第一種荷主、特定第二種荷主）】

- ▶ 特定荷主の対応の手引き（PDF形式：9,586KB）  (New!)
- ▶ [（様式第1）貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（Word形式：40KB）](#) 
- ▶ [（様式第2）特定荷主指定取消申出書（Word形式：41KB）](#) 
- ▶ [（様式第3）中長期計画書（特定荷主）（Word形式：49KB）](#) 
- ▶ [（様式第3別紙）中長期計画（特定荷主）e-Gov電子申請添付書類用テンプレート（Word形式：35KB）](#)
- ▶ [（様式第4）物流統括管理者 選任・解任届出（特定荷主）（Word形式：42KB）](#) 

手順3. 申請書内容の入力

【5 / 9 ページ】 Ⅲ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画（1. 特定第一種荷主）

仕事 課室 部門を選択後、クリックしてください。

所管9

任意 省庁 クリックして選択してください。

任意 部局 省庁を選択後、クリックしてください。

任意 課室 部局を選択後、クリックしてください。

< 9 / 9 >

添付書類

提出する書類がある場合、添付してください。

書類を添付

提出先選択

提出先の機関を選択してください。

必須 提出先

提出先を選択

キャンセル 申請データを保存 一時保存して中断 内容を確認

6個以上の取組を記載する場合のみ添付してください。

- 6項目以上記載する区分のみを当該wordに記載の上、添付書類として提出してください。そのほかの区分の記載や基本情報はシステムに入力ください。
- 6項目以上記載する取組がある場合は、5項目目まではシステムに入力してください。
- 6項目目以降の取組を当該wordに記載いただき、システムに添付して提出してください。

手順3. 申請書内容の入力

【6 / 9 ページ】Ⅲ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画（2. 特定第二種荷主）

中長期計画書

< 6 / 9 >

Ⅲ 運転者の荷待ち時間の

Ⅲ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画（2. 特定第二種荷主）

■ 2-1 計画内容

- 内容1

任意 措置

トラック予約時間の調整

任意 内容

自社管理の倉庫・販売拠点において、トラック予約受付システムを導入済みである。今後も当該システムを適切に活用し、納入トラックの到着日時を調整することで、一度に多数の車両が集中しないようにする。特に繁忙期には予約枠の追加設定やリアルタイムで到着状況の把握を行い、状況に応じて柔軟に運用する。

任意 時期

2026年度～2030年度

○ **「措置」**の欄には実施する取組の項目や施策名を簡潔に記載してください。

○ **「内容」**の欄には、具体的な取組措置の内容や目標を記載してください。

○ 各取組事項の実施時期について、**取り組む予定年度を必ず記載**してください。

○ また、その際には「通年」等の記載ではなく、西暦で記載するなど時期が具体的にわかるように記載してください

■ 2-2 その他運転者の荷待ち時間の短縮に関する事項及び参考情報

任意 参考情報

当社では、まず自社施設での荷待ち時間の短縮に努めてきた。その上で発荷主・物流事業者・着荷主の三者連携による全体最適を重視しており、協議の求めがあれば可能な限り応じる方針である。時間指定を設けない方が効率化に繋がる場合においては、時間指定を設けないことや、納期に余裕を持たせることがトラック事業者の効率的運行に有効であるとの認識を社内で共有している。今後も発荷主への協力姿勢を維持していく。

手順3. 申請書内容の入力

【7 / 9 ページ】 IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画（1. 特定第一種荷主）

中長期計画書

< 7 / 9 >

IV 運転者の荷役等時間の

IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画（1. 特定第一種荷主）

■ 1 - 1 計画内容

- 内容1

任意 措置

パレチゼーション・省力機器の徹底

任意 内容

全ての出荷貨物について一貫パレット輸送を推進し、荷役作業の効率化に資する器具及び機器を活用する。具体的には、自社規格を標準パレットに統一し、荷姿もパレット単位で扱える形態に最適化済みである。さらにコンベヤや自動ラックなど省力化機器を導入し、ドライバーの手作業を極力排除した積込みを実現している（現在パレット積付率90%超）。今後も最新機器等の活用を図り、荷役作業の省力化を継続する。

任意 時期

2026年度～2030年度

○ **「措置」**の欄には実施する取組の項目や施策名を簡潔に記載してください。

○ **「内容」**の欄には、具体的な取組措置の内容や目標を記載してください。

○ 各取組事項の実施時期について、**取り組む予定年度を必ず記載**してください。

○ また、その際には「通年」等の記載ではなく、西暦で記載するなど時期が具体的にわかるように記載してください

■ 1 - 2 その他運転者の荷役等時間の短縮に関する事項及び参考情報

任意 参考情報

自社出荷時の荷役はほぼ機械化されており、ドライバーによる荷役作業は発生していない。パレット化により荷役等時間は大幅に短縮され、結果としてドライバーの拘束時間全体（荷待ち+荷役）の1時間以内という目標達成にも寄与していると言える。今後も物流施設への自動化投資や作業要員の育成を継続する方針である。

手順3. 申請書内容の入力

【8 / 9 ページ】 IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画（2. 特定第二種荷主）

中長期計画書

< 8 / 9 >

IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画（2. 特定第二種荷主）

■ 2 - 1 計画内容

- 内容1

任意 措置

納品形態の標準化（パレット納品の徹底）

任意 内容

自動車業界では、納品形態の標準化が進んでおり、パレット単位（通い箱／専用パレット等を含む）の荷役が中心である。到着後すぐにフォークリフトで荷卸しができる体制を整えており、30分以上の荷役は原則発生していない状況である。今後もこの体制を全拠点で継続する。

任意 時期

2026年度～2030年度

- **「措置」**の欄には実施する取組の項目や施策名を簡潔に記載してください。
- **「内容」**の欄には、具体的な取組措置の内容や目標を記載してください。
- 各取組事項の実施時期について、**取り組む予定年度を必ず記載**してください。
- また、その際には「通年」等の記載ではなく、西暦で記載するなど時期が具体的にわかるように記載してください

■ 2 - 2 その他運転者の荷役等時間の短縮に関する事項及び参考情報

任意 参考情報

当社の受入物流では「ドライバーに荷卸し作業をさせない」方針の下、設備・人員を配置して効率的な荷受けを行っている。その結果、トラック到着から荷降ろし完了までの平均時間は15分程度と短く、これは業界内でもトップクラスの水準である。今後もサプライヤーとの連携を通じたパレット納品率向上や、AIを活用した貨物検品の自動化など先進技術の導入を検討し、荷役等時間の更なる短縮に取り組む予定である。

入力時の注意点

- e-Govシステムの仕様により、**申請入力画面を1時間以上開いたまま**とすると、登録に際に**タイムアウトでエラー**となってしまいます。

※エラー時には、アプリの再起動が必要となり、入力情報が消えてしまいます。

- 事前に入力内容を下書きしていただき、当該内容をe-Govシステムにて入力いただくようにご対応ください。

※「申請データの保存」・「一時保存」の機能もご活用ください。

The screenshot displays the e-Gov application input interface. It features two main sections: '添付書類' (Attachments) and '提出先選択' (Submission Destination Selection). The '添付書類' section includes a text prompt '提出する書類がある場合、添付してください。' and a '書類を添付' button. The '提出先選択' section includes a text prompt '提出先の機関を選択してください。' and a '提出先を選択' button. Below these sections is a '必須 提出先' (Required Submission Destination) input field. At the bottom of the screen, there are three buttons: 'キャンセル' (Cancel), '申請データを保存' (Save Application Data), and '一時保存して中断' (Save Temporarily and Interrupt), both of which are highlighted with red boxes. A '内容を確認' (Check Content) button is also present on the right side of the bottom row.

部分補正について

手順3. 申請書内容の入力

【9 / 9 ページ】 審査担当省庁

中長期計画書

< 9 / 9 >

審査担当省庁

審査担当省庁

※ 審査担当省庁を選択するには2ページ目の「所在地_郵」

■主たる事業の所管

所管

必須 省庁

経済産業省

必須 部局

関東経済産業局

必須 課室

産業部 流通・サービス産業課

■事業の所管

所管1

任意 省庁

クリックして選択してください。

任意 部局

省庁を選択後、クリックしてくだ

任意 課室

部局を選択後、クリックしてください。

○ 「審査担当省庁」について

審査担当省庁として選択いただいた機関が提出先となります。そのため、選択先を誤ると提出先から差し戻しされますので、特に以下の点にご注意ください。

- ✓ 選択した手続名「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（●●省提出用）」の
「●●省提出用」の部分と同一の省庁を選択しているか。
- ✓ 届出先は各省庁の「本省」なのか、「地方支分部局」なのか。
※ 財務大臣（国税庁に提出するもの）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣への
提出の場合は、自社が所在する都道府県を管轄する地方支分部局を設定してください。
- ✓ そまそもの提出先省庁に誤りはないか。
業種毎に提出先省庁が異なりますので、以下に掲載されている提出先と照らし合わせ、提出先が正しいか改めてご確認ください。

手順3. 申請書内容の入力

【9 / 9 ページ】 審査担当省庁(複数の事業を行っている場合)

審査担当省庁

※ 審査担当省庁を選択するには2ページ目の「所在地_郵便番号」の入力が必要です。

■主たる事業の所管

所管

①

必須 省庁 国土交通省
必須 部局 関東運輸局
必須 課室 交通政策部 環境・物流課

■事業の所管

所管1

任意 省庁 経済産業省
任意 部局 関東経済産業局
任意 課室 産業部 流通・サービス産業課

所管2

任意 省庁 農林水産省
任意 部局 関東農政局
任意 課室 経営・事業支援部食品企業課

所管3

任意 省庁 厚生労働省
任意 部局 健康・生活衛生局
任意 課室 生活衛生課

②

○ 「審査担当省庁」について

例) 東京都内に主たる事業所を有する事業者で、自動車の小売と農薬業を行い、取扱重量が9万トン以上となる場合

① 自動車の小売

→ 国土交通省と経済産業省の共管

② 農薬

→ 農林水産省と厚生労働省の共管

①と②の業において、どちらが主たる事業と言えるかを、事業者側で判断していただくこととなります。

今回、**①の事業を主たる事業と判断した場合**は、これが共管であるため、共管省庁の中でどちらが主たる省庁に当たるかを判断します。

国土交通省を主たる省庁とする場合には、ここで初めて、国土交通省を宛先とする届出を選択することとなります。

その後、**②の事業**について、所管2と所管3へ入力します。

手続入力内容確認

申請内容確認

基本情報

申請者情報

[詳細](#)

法人名	株式会社がぶ
申請者氏名	説明 太郎
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2

連絡先情報

法人名	株式会社がぶ
連絡先氏名	連絡 花子
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2

手続名称

07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）／07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）

申請書提出対象一覧

申請書名称	中長期計画書	 プレビュー
-------	--------	---

提出先

提出先	関東経済産業局産業部流通・サービス産業課
-----	----------------------

[修正](#)[申請内容を出力\(PDF\)](#)[提出](#)

手続提出完了

e-GOV 電子申請

お問合せ ヘルプ



申請書入力

申請内容確認

提出完了

申請書控えはこちらから取得

提出完了

提出後の審査状況等はマイページの「申請案件一覧」から確認できます。
本画面で「申請書控えダウンロード」を行わない場合、以降申請書控えをダウンロードをすることはできませんので、ご注意ください。

申請情報

申請書控えダウンロード

到達番号	20260813140758011e
到達日時	2026年8月13日 14時07分58秒
法人名	株式会社いがぶ
申請者氏名	説明 太郎
手続名称	07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）／07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）
到達結果	到達
所管府省	経済産業省
提出先	関東経済産業局産業部流通・サービス産業課
申請様式	中長期計画書

マイページトップへ

申請内容プレビュー（法定様式）

様式第3（第6条関係）

中長期計画書

関東経済産業局長

殿

2026 年 7 月 30 日

住 所 東京都千代田区麹町2-1-2

法人名 株式会社いがぶ

法人番号 3210123456789

代表者の役職名 代表取締役

代表者の氏名 説明 太郎

物資の流通の効率化に関する法律第46条の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定荷主の名称等

特定荷主番号	32101234567890103		
事業者の名称	株式会社いがぶ		
主たる事務所の所在地	〒1008926	東京都千代田区麹町2-1-2	
主たる事業	自動車製造業（二輪自動車を含む）		
主たる事業の細分類番号	3111		
区分	☒ 特定第一種荷主	☒ 特定第二種荷主	
物流統括管理者の役職名・氏名	役職名 専務執行役員 氏 名 統緒 一郎		
作成担当者連絡先	所在地 〒1008926 東京都千代田区麹町2-1-2	職名 物流本部長 氏名 遠緒 花子 電話番号 (12-3456-7890) メールアドレス abc@efg.jp	
計画期間	(2026) 年度 ～ (2030) 年度	☐ 計画内容の変更有り	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「特定荷主番号」の欄には、荷主事業所管大臣が付与する番号を記入すること。
- 3 「主たる事業」、「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 4 「区分」の欄について、該当箇所をチェックを入れること。
- 5 「計画期間」の欄について、計画の内容が、直近に提出した計画から変更がある場合は、「計画内容の変更有り」にチェックを入れること。

II 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画

1. 特定第一種荷主

1-1 計画内容

実施措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期
関係部門間の連携強化	調達・生産・販売と物流部門の連携を促進し、需要変動に応じた出荷量の平準化やリードタイム確保を図る。具体的には、物流部門が販売計画や出荷予定に照らし、効率的なロット出荷や、積み合わせを考慮した荷受の決定（荷受の標準化）を行う。	2026年度～2030年度
調達物流の強化（ミルクランの実施）	工場で必要となる部品について、複数の部品メーカーを回り巡回集荷するミルクランを行っている。現在行っている関東エリアだけでなく、関西エリアにも範囲を広げ、積載率を60%から100%に近づける。	2026年度～2030年度
配送ルートの見直し	月ごとの販売計画に基づき生産台数が増えるため、毎月トラックの積載率がなるべく100%になるよう、配車計画（車両手配・搬入計画）を工夫・改善することにより、配送ルートの見直しを行っている。この取組を継続する。	2026年度～2030年度
配車管理システムの継続活用	自社グループの物流子会社において、配車管理システムを導入し、積載率80%以上を維持している。今後も同システムを継続活用し、高い積載率を維持する（効率化を数値化しているため、その状況を継続）。新機種の追加やAIによるルート最適化も検討する。	2026年度～2030年度

1-2 その他運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する事項及び参考情報

当社は、3年前から積載効率向上に向け主要施策を立案・実施してきた。引き続きグループ会社を含め、戦略として効率化に取り組む。国の判断基準に沿った取組（リードタイムの確保、出荷量の平準化、経路最適化等）を維持することで、運送契約ごとの重量最大化を継続して達成している。今後も業界自主行動計画に則りホワイト物流推進に貢献する。

- 備考 1-2には、1-1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

差戻 通知一覧

e-GOV 電子申請

お問合せ ヘルプ



マイページ

手続検索

手続ブックマーク

申請案件一覧

メッセージ

基本情報管理

申請案件に関する通知 0

手続に関するご案内 0

電子送達 0

申請案件に関する通知一覧

提出先機関から届いた通知の一覧です。

絞り込み条件

1件 << < 1 / 1 > >> 表示件数 20

国土交通省 近畿運輸局... 到達番号: 20260319214150579e 2026年3月19日 22時16分

補正 荷主の届出の再提出について

株式会社いがふ
説明 太郎
08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (国土交通省提出用) / 08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (国土交通省提出用)

<< < 1 / 1 > >>

要差し替え

マイページ

手続検索

手続ブックマーク

申請案件一覧

メッセージ

基本情報管理

荷主の届出の再提出について

本文	従たる省庁に以下を含めてください。 農林水産省 関東農政局 経営・事業支援部食品企業課
添付ファイル	
到達番号	20260319214150579e
種別	補正
法人名	株式会社いがふ
申請者氏名	説明 太郎
手続名称	08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (国土交通省提出用) / 08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (国土交通省提出用)
発行日時	2026年3月19日 22時16分
発出元	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 交通企画課
補正期限日付	2026年3月19日

戻る

メッセージを保存

「差戻通知確認」の注意点

○ 審査担当省庁から差し戻された場合等の「通知設定」等について

申請内容に不備等があった場合、審査担当省庁から書類が差し戻されますので、その際には補正を行っていただいた上で、再提出していただく必要があります。

このとき、差し戻されたことに気付かないまま提出締切りを超過してしまわないよう、以下のご対応をお願いいたします。

1 「**処理状況**」の画面から、定期的に手続の進捗状況を確認する

2 「**メッセージ通知**」を設定し、メール等で通知が受けられるようにする

※ 初期設定では通知が来ない設定となっておりますので、必ず設定変更ください。

「アカウント管理」→「利用者設定」から設定変更が可能です。詳細は以下をご参照ください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/mypage/user-settings.html>



【e-Gov電子申請画面】